

# IV

## 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標	44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	45
3. 業務の状況を示す指標	46
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	53
2. リスク管理債権	58
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	58
4. ソルベンシー・マージン比率	59
5. 時価情報	60
6. 会計監査および代表者による財務諸表に 関する確認書	62
損害保険用語の解説	63

# 1. 代表的な経営指標

当社は、平成20年4月1日以降に保険責任が開始する契約から引受を開始しており、平成19年度は保険引受事業に関する実績はございません。平成18年度以前は、アニコム インシュアランス プランニング株式会社（準備会社）の数値であり、以降の諸表についても同様です。

	平成18年度	平成19年度	用語説明
正味収入保険料	—	—	ご契約者の皆様から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化をはかるための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	—	—	正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	—	—	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費および一般管理費のうち、保険引受に係る金額および諸手数料が含まれます。
保険引受利益	—	△602百万円	正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常利益	△98百万円	△78百万円	正味収入保険料、利息および配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費および一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	△209百万円	△90百万円	上記の経常損失に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税および住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	—	28,819.1%	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	2,968百万円	4,075百万円	損害保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	2,871百万円	3,782百万円	上記の総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券評価差額	3百万円	4百万円	保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。
資産自己査定結果における分類額計	—	—	損害保険会社としての資産の健全化をはかるためには、不良債権等について適切な償却・引当等の処理が必要となります。資産自己査定とはこの処理を適切に行うために、保有資産の価値の毀損の危険性等に応じて、自らで保有資産を分類区分することであり、債務者の状況および債権の回収可能性の評価により、資産を回収リスクの低い方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は回収の危険性または価値の毀損の可能性において問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計が「分類額計」です。

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料	—	—	—	—	—
経常収益	—	—	0	17	26
経常利益	—	—	△36	△98	△78
当期純利益	—	—	△36	△209	△90
資本金の額および発行済株式の総数	—	—	3,000 (60,000株)	3,000 (61,740.4株)	3,500 (81,740.4株)
純資産額	—	—	2,963	2,871	3,782
総資産額	—	—	3,004	2,968	4,075
責任準備金残高	—	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	—	2,283	2,804
ソルベンシー・マージン比率	—%	—%	—%	—%	28,819.1%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	一名	一名	40名	18名	80名

## 3. 業務の状況を示す指標

### (I) 主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料の額および元受正味保険料の額

該当ありません。

②受再正味保険料の額および支払再保険料の額

該当ありません。

③解約返戻金の額

該当ありません。

④保険引受利益の額

<保険引受利益>

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保険引受収益	—	—	—
保険引受費用	—	—	—
営業費および一般管理費	—	—	602
その他収支	—	—	—
保険引受利益	—	—	△602

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における営業費および一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などであります。

<種目別保険引受利益>

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	△602
合計	—	—	△602

⑤正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

該当ありません。

⑥受再正味保険金の額および回収再保険金の額

該当ありません。

## (2) 保険契約に関する指標

①契約者配当

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

該当ありません。

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

該当ありません。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

該当ありません。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

該当ありません。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

⑦未収再保険金の額

該当ありません。

## (3) 経理に関する指標

①支払備金の額および責任準備金の額

該当ありません。

②責任準備金積立水準

該当ありません。

③責任準備金の残高の内訳

該当ありません。

④健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

該当ありません。

## ⑤引当金の期末残高および期中の増減額

&lt;平成18年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度減少額		平成18年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	—	0	—	—	0
価格変動準備金	—	—	—	—	—
合計	—	0	—	—	0

&lt;平成19年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度減少額		平成19年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	0	10	0	—	10
価格変動準備金	—	0	—	—	0
合計	0	11	0	—	11

## ⑥貸付金償却の額

該当ありません。

## ⑦資本金等明細表

&lt;平成18年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度 減少額	平成18年度末 残高
資本金	3,000	—	—	3,000
うち 既発行株式	普通株式	(60,000株)	(1740.4株)	(61,740.4株)
		3,000	—	3,000
	合計	(60,000株)	(1740.4株)	(61,740.4株)
	3,000	—	—	3,000
資本準備金および その他	(資本準備金)	—	114	—
資本剰余金	株式払込剰余金	—	—	114
	(その他資本剰余金)	—	—	—
	合計	—	114	—
	—	114	—	114
利益準備金および 任意積立金	(利益準備金)	△36	△209	—
	(任意積立金)	—	—	—
	合計	△36	△209	—
	△36	△209	—	△245

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分		平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度末 残高
資本金		3,000	500	—	3,500
うち 既発行株式	普通株式	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
	合計	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
資本準備金および その他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	114	500	—	614
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	114	500	—	614
利益準備金および 任意積立金	(利益準備金)	△245	△90	—	△336
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	△245	△90	—	△336

⑧ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

該当ありません。

⑨ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

該当ありません。

⑩ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑪ 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	19	5	143
物件費	0	83	440
税金	14	24	19
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—	0
諸手数料および集金費	—	—	—
合計	34	113	602

## (4) 資産運用に関する指標等

### ① 資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払いに備えるため、安定的な資産運用収益の確保に努めており、「安全性」「流動性」「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、特に保険事業とのシナジーが動きやすい分野を中心に多様な機会創出をするという哲学のもと、分散投資を行ってまいります。

## ②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を経営企画部、運用事務を財務経理部、リスク管理をコンプライアンス・リスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

## ③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	2,878	95.80	244	8.22	89	2.20
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	2,283	76.91	2,804	68.80
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	1	0.05	16	0.54	13	0.33
運用資産計	2,879	95.84	2,543	85.68	2,907	71.34
総資産	3,004	100.00	2,968	100.00	4,075	100.00

## ④利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.00	0	0.00	0	0.03
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	16	0.92	25	0.96
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	0	0.00	16	0.92	25	0.93
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	16	—	25	—

## ⑤海外投融資残高および海外投融資利回り

該当ありません。

## ⑥商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。



⑦保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	—	—	299	13.12	1,007	35.94
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	1,983	86.88	1,496	53.36
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	300	10.70
合計	—	—	2,283	100.00	2,804	100.00

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公社債	—	0.92	0.98
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の証券	—	—	0.34
合計	—	0.92	0.96

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成18年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない もの含む)	合計
国債	299	—	—	—	—	—	299
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	500	990	492	—	—	—	1,983
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	799	990	492	—	—	—	2,283

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない もの含む)	合計
国債	—	—	1,007	—	—	—	1,007
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	997	498	—	—	—	—	1,496
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	300	300
合計	997	498	1,007	—	—	300	2,804

## ⑩業種別保有株式の額

該当ありません。

## ⑪貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

## ⑫担保別貸付金残高

該当ありません。

## ⑬使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

## ⑭業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

## ⑮規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

## ⑯有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分		平成18年度末	平成19年度末
土地		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
建物		16	13
	営業用	16	13
	賃貸用	—	—
建設仮勘定		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
不動産計		16	13
	営業用	16	13
	賃貸用	—	—
動産		22	23
合計		38	37

## (5) 特別勘定に関する指標

## ①特別勘定資産残高

該当ありません。

## ②特別勘定資産

該当ありません。

## ③特別勘定運用収支

該当ありません。

# 1. 計算書類

## (I) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(資産の部)		
現金および預貯金	244	89
現金	—	0
預貯金	244	89
有価証券	2,283	2,804
国債	299	1,007
社債	1,983	1,496
その他の証券	—	300
有形固定資産	38	37
建物附属設備	16	13
その他の有形固定資産	22	23
無形固定資産	19	37
ソフトウェア	4	37
ソフトウェア仮勘定	14	—
その他資産	383	1,106
未収金	28	15
未収収益	1	1
仮払金	5	13
保険業法第113条繰延資産	—	528
創立費	7	4
開業費	340	539
その他の資産	1	3
資産の部合計	2,968	4,075

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(負債の部)		
その他負債	95	279
未払法人税等	5	3
預り金	10	7
未払金	79	252
仮受金	—	16
賞与引当金	0	10
特別法上の準備金	—	0
価格変動準備金	(—)	(0)
繰延税金負債	2	2
負債の部合計	97	293
(純資産の部)		
資本金	3,000	3,500
資本剰余金	114	614
資本準備金	114	614
利益剰余金	△245	△336
その他利益剰余金	△245	△336
(繰越利益剰余金)	△245	△336
株主資本合計	2,868	3,777
その他有価証券評価差額金	3	4
評価・換算差額等合計	3	4
純資産の部合計	2,871	3,782
負債および純資産の部合計	2,968	4,075

### (平成19年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
  - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
  - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
  - その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。  
(会計方針の変更)  
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

### (追加情報)

- 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却することとしました。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響はありません。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
5. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料および集金費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

消費税等の会計処理は、従来、税抜方式によっておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度より税込方式に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

8. 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
9. 創立費は、旧商法施行規則の規定に基づき会社の成立後5年間で均等額を償却しております。
10. 開業費は、5年間で償却しております。
11. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う純資産の部に与える影響はありません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は15百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権の総額は11百万円、金銭債務の総額は95百万円であります。
14. 繰延税金資産の総額は383百万円、繰延税金負債の総額は385百万円であります。

なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

一括償却資産償却限度額超過	9百万円
税務上繰延資産償却限度額超過	5百万円
賞与引当金繰入限度額超過	3百万円
価格変動準備金	0百万円
税務上の繰越欠損金	482百万円
繰延税金資産小計	502百万円
評価性引当金	△118百万円
繰延税金資産合計	383百万円
繰延税金負債との相殺	△383百万円
繰延税金資産の純額	—百万円

(2) 繰延税金負債

保険業法第113条繰延資産認容	△191百万円
開業費認容	△191百万円
その他有価証券評価差額金	△2百万円
繰延税金負債合計	△385百万円
繰延税金資産との相殺	383百万円
繰延税金負債の純額	△2百万円

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の注記については、リース取引の重要性が乏しいため記載を省略しております。
16. 1株当たりの純資産額は46,271円96銭であります。  
なお、算定上の基礎である当期末純資産は3,782百万円、純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は81,740.4株であります。
17. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
経常収益	17	26
保険引受収益	—	—
資産運用収益	16	25
利息および配当金収入	16	25
有価証券売却益	—	0
その他経常収益	0	0
経常費用	116	104
保険引受費用	—	—
資産運用費用	—	0
その他運用費用	—	0
営業費および一般管理費	113	602
その他経常費用	2	30
創立費償却額	2	2
開業費償却額	—	28
保険業法第113条繰延資産繰延額	—	△528
経常損失	98	78
特別損失	109	8
固定資産処分損	109	7
特別法上の準備金繰入額	—	0
価格変動準備金	(—)	(0)
税引前当期純損失	208	86
法人税および住民税	0	3
当期純損失	209	90

### (平成19年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は147百万円であります。

2. 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	25百万円
計	25百万円

3. 1株当たりの当期純損失は1,270円19銭であります。

なお、算定上の基礎である当期純損失は90百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は71,139株であります。

4. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム インター ナショナル株式会社(※)	(被所有) 100%	役員の兼務4名 経営指導	経営指導料	145	未払金	73

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

(※) 現アニコム ホールディングス株式会社

取引条件および取引条件の決定方針等

当社が委託する経営指導および業務支援内容を勘案した上で、役員の従事割合等による経営指導および業務支援契約金額を決定しております。

6. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う経常損失および当期純損失に与える影響はありません。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益(△は当期純損失)	△208	△86
減価償却費	8	10
賞与引当金の増加額	0	10
価格変動準備金の増加額	—	0
利息および配当金収入	△16	△25
有形固定資産関係損益	109	7
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	△267	△731
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	48	194
小計	△324	△620
利息および配当金の受取額	7	17
法人税等の支払額	3	△6
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△313</b>	<b>△609</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増加額	2,500	—
有価証券の取得による支出	△3,068	△2,707
有価証券の売却・償還による収入	798	2,197
II①小計	230	△509
(I + II①)	△83	△1,119
有形固定資産の取得による支出	△164	△35
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>65</b>	<b>△544</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
吸収分割による資本準備金の増加	114	—
株式の発行による収入	—	1,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>114</b>	<b>1,000</b>
<b>IV 現金および現金同等物 増加額</b>	<b>△133</b>	<b>△154</b>
<b>V 現金および現金同等物 期首残高</b>	<b>378</b>	<b>244</b>
<b>VI 現金および現金同等物 期末残高</b>	<b>244</b>	<b>89</b>

#### (平成19年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(平成20年3月31日現在)  
現金および預貯金 89百万円  
現金および現金同等物 89百万円
- 重要な非資金取引の内容  
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主資本等変動計算書

<平成18年度>

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	3,000	—	—	△36	△36	2,963	—	—	2,963
当事業年度変動額									
新株の発行	—	114	114	—	—	114	—	—	114
当期純利益	—	—	—	△209	△209	△209	—	—	△209
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	3	3	3
当事業年度変動額合計	—	114	114	△209	△209	△95	3	3	△91
当事業年度末残高	3,000	114	114	△245	△245	2,868	3	3	2,871

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類および総数

(単位:株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	60,000	1,740.4	—	61,740.4

(注) 増加は親会社を引受先とする新株の発行によるものであります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<平成19年度>

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	3,000	114	114	△245	△245	2,868	3	3	2,871
当事業年度変動額									
新株の発行	500	500	500	—	—	1,000	—	—	1,000
当期純利益	—	—	—	△90	△90	△90	—	—	△90
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	1	1	1
当事業年度変動額合計	500	500	500	△90	△90	909	1	1	911
当事業年度末残高	3,500	614	614	△336	△336	3,777	4	4	3,782

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類および総数

(単位:株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	61,740.4	20,000	—	81,740.4

(注) 増加は親会社を引受先とする新株の発行によるものであります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. リスク管理債権

**(1) 破綻先債権**

該当ありません。

**(4) 貸付条件緩和債権**

該当ありません。

**(2) 延滞債権**

該当ありません。

**(5) リスク管理債権の合計額**

該当ありません。

**(3) 3ヶ月以上延滞債権**

該当ありません。

## 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

**(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権**

該当ありません。

**(3) 要管理債権**

該当ありません。

**(2) 危険債権**

該当ありません。

**(4) 正常債権**

該当ありません。



## 4. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成18年度末	平成19年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	—	2,711
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額）	—	2,704
価格変動準備金	—	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）×90%	—	6
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	—	18
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	—	—
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	—	—
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	—	18
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	—	0
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	—	28,819.1%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

### 【ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
  - ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 5. 時価情報

### (I) 有価証券

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	平成18年度末			平成19年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	1,007	1,021	13
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	299	299	0	—	—	—
合計	299	299	0	1,007	1,021	13

#### ③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	平成18年度末			平成19年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7	

#### ④ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

##### (a) 満期保有目的の債券

該当ありません。

##### (b) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成18年度末	平成19年度末
その他	—	300

## (2) 金銭の信託

該当ありません。

## (3) デリバティブ取引

該当ありません。

## (4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

## (5) 先物外国為替取引

該当ありません。

## (6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

## (7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

## 6. 会計監査および代表者による財務諸表に関する確認書

### (1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

### (2) 財務諸表の適正性および財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性および財務諸表等作成にかかる内部管理体制の有効性について、以下のとおり確認しています。

#### 確 認 書

アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長 小森 伸昭

私は、当社の2007年4月1日から2008年3月31日までの第3期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

#### 記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

# 損害保険用語の解説

## ■か行

### 【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

### 【過失相殺】

損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

### 【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

### 【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

### 【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、および重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

## ■さ行

### 【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

### 【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称したものです。

### 【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

### 【重複保険】

同一の被保険利益（保険の対象）について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

### 【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金のことです。

### 【ソルベンシー・マージン比率】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生等通常の予想を超える危険が発生した場合でも、十分な保険金支払能力を保持しておく必要があります。

このように、通常の予測を超えたりリスクに対応する余力を示した指標を「ソルベンシー・マージン比率」といいます。

### 【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

### 【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

## ■た行

### 【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくとということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

### 【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

## ■は行

### 【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

### 【被保険利益】

あるものに偶発的な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

### 【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に

生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

#### 【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

#### 【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

#### 【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

#### 【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払準備金および責任準備金があります。

#### 【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

#### 【保険の対象(保険の目的)】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

#### 【保険引受利益】

損害保険の引受によって得られる利益をいいます。「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費および一般管理費」を減じ、「その他収支」を加えて算出されます。

#### 【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款(特約条項)から構成されます。

#### 【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

## ■ま行

#### 【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

#### 【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

#### 【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。